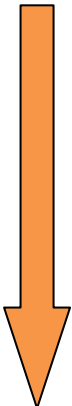
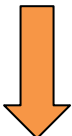


■ 除染事業実施の流れ

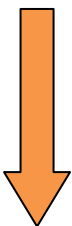
1. 除染実施計画における除染実施施設の空間放射線量測定（事前測定）

- 
- 除染作業の実施の有無、実施する措置内容を決定するため、除染対象施設（通学路を含む。）全てにおいて詳細な測定を実施します。
 - 測定は市内を3ブロックに区分けし、3組で効率的に行います。
 - 測定結果において、施設全ての測定地点において空間放射線量が毎時 0.23 マイクロシーベルト未満の場合は当該施設の除染事業は行いません。この場合、経過監視のため、定点の調査測定は継続します。
- ※調査測定を継続していく中で、空間放射線量が毎時 0.23 マイクロシーベルト以上が確認された場合は、再度測定をして必要に応じ事業化します。

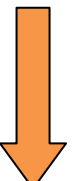
2. 除染事業の準備（事業設計）

- 
- 測定結果に基づき具体的な措置内容を決定し、事業実施設計をします。
- ※措置内容の決定及び設計は事前測定が終了した施設から順次進めます。

3. 除染事業の着手

- 
- 設計が整った施設から順次業者選定と発注を進めます。
 - 事業を行う業者については放射線障害防止に関する知識を有していることの確認を必ず行います。
 - 事業の適切な進行管理を行います。

4. 除染事業の完了と効果の確認

- 
- 設計に適合するものであるか完了検査を行います。
 - 事業の効果を確認するため、詳細な測定（事後測定）を実施します。
 - 事後測定は、事前測定と比較できるよう位置、高さ等を整合させます。

5. 除染事業の完了報告と調査測定の継続

- 事業完了後、措置内容や効果等を公表します。
- 安全・安心を確保していくため、完了後も定点の調査測定及び除去土壌の現場保管場所の測定を継続します。

- 除染事業は、調査測定結果や除染状況、技術開発等必要により事業の追加、内容変更等見直しをしていきます。
- 除染実施計画に基づく除染事業の決定、進行管理は放射線対策本部が行います。